

中間検査の対象建築物

ver. 221001

特定行政庁：豊中市

1. 対象となる期間

・豊中市	期限なし
(豊中市告示 第255号)	

3. 指定特定工程

構造	規模 ※1	特定工程	
		基礎	建方等
木造	階数 \geq 3	○	○
	A > 500 m^2	○	○
	高さ > 13m 又は軒の高さ > 9m	○	○
	上記以外	×	○
上記以外の構造	階数 \geq 2	○	○
	A > 200 m^2	○	○
	上記以外	×	○
型式等※3	全て	×	○

2. 対象となる建築物

用途	構造	規模 ※1
住宅等 ※2	全て	A > 50 m^2
上記以外	全て	地上階数 \geq 3 または A > 300 m^2

4. 特定工程名

部位または構造	特定工程名
基礎	基礎の配筋工事
木造	屋根の小屋組の工事
R C造	屋根の配筋の工事（配筋工事を現場で施工しないものについては屋根版の取付け工事）
鉄骨造	建方工事
S R C造	「R C造」に倣う
その他の構造	屋根工事
混構造	最上階の構造の区分に応じた特定工程
型式等※3	それぞれの構造に応じた特定工程

5. 注意事項

- ① ※1：確認申請部分の規模（新築に限る）
- ② ※2：一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿
- ③ ※3：建築基準法第68条の10第1項に規定する、「型式適合認定」を受けた建築物
- ④ 仮設建築物は「中間検査対象外」
- ⑤ 「新築」に限り、中間検査の対象
- ⑥ 法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物は、『2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事』も、4表の特定工程とあわせて中間検査の対象となります。